

(2) 壁・柵・門等に関する基準

垣・柵・門等の構造

道路境界においては道路面からの高さ、隣地境界においては地盤面からの高さが1.5m超の壁を設けてはいけません(建築物と一体化した壁も含む)。壁は石・ブロック・コンクリートを素材とし生ブロックの使用は禁止します。又0.5mを超える壁、柵部分は景観を損なわない開放性のあるもの(壁、柵の面積の25%以上透視可能)とします。但し、門及び幅2m以内の門のそで、及び、垣・柵・門以外の構造物について委員会が認める場合又開発区域外との道路境界または隣地境界に垣・柵・壁を設ける場合は該当しないものとします。

垣・柵・壁等の位置

道路に接する部分の垣、柵、壁は道路境界より0.6m後退した位置に設けるものとします。後退した空地は緑化を行うものとします。又、車出入口と玄関アプローチ部分を除く部分(原則間口幅の最低1/3)は、緑化を行うものとします。但し2方道路の場合は別紙に該当する部分のみ後退し緑化を行うものとします。(隣地境界の垣、柵、壁についても、前面道路より0.6m後退対象部分には設けることができません。)

道路及び隣地境界線 参考図

